

別表(第3条関係)

安全装備品の分類	選定基準
林業用ヘルメット	労働安全衛生法施行令(昭和47年労働省令第318号)第14条の2に規定する飛来・落下物用安全帽(保護帽)の検定合格品でバイザー、イヤマフがセットになったもの
チェーンソー防護ズボン	チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。)4(1)に定める規格に適合し、かつ、EN IS011393 Class1又は当該基準と同等以上の性能を有するもの
チェーンソー防護チャップス	ガイドライン4(1)に定める規格に適合し、かつ、EN IS011393 Class1又は当該基準と同等以上の性能を有するもの
チェーンソー防護ブーツ	ガイドライン4(4)に定める規格に適合し、かつ、EN IS011393 Class1又は当該基準と同等以上の性能を有するもの
安全靴、安全長靴、安全地下足袋	<ul style="list-style-type: none"> ・安全靴は、JIS(日本産業規格)T8101(安全靴)S種に適合するもの又は当該規格と同等の以上性能を有するもの ・安全長靴は、先芯を備え、かつ、スパイク付きのもの(総ゴム製又は総高分子材料製の場合はJIS T 8101 クラスⅡ相当) ・安全地下足袋は、先芯を備え、スパイク付きのもの

林業用手袋	振動軽減機能や耐切創機能等の付加機能を備えたもの
林業用ジャケット	高視認性や耐切創機能等の付加機能を備えたもの
空調服 (熱中症防止ファン付きジャケット)	バッテリーのみの購入等、付属品のみの購入は対象外
その他林業の労働安全性向上に資する用品	上記以外で作業中、刃物類から身体を保護する用品(脚絆、腕カバー等)、落下防止器具(安全帯等)
かかり木処理器具、伐倒補助器具	フェリングレバー、木回しベルト等の伐倒補助器具
防虫・防獣用品	虫や獣から身を守るための用品(ハチ防護服、救急セット、クマ除けスプレー、クマ除け鈴等)
通信機器	林業現場で安全作業を行うための通信機器(トランシーバー、インカム等)
チェーンソー・刈払機	使用者は、対象機器の使用に係る特別教育を修了していること。